

# 総合文化会館の建設の是非を問う住民投票の説明会

(注) 【補足】は、会場ではお答えできなかった事を載せてあります。  
重複質問は割愛させていただいております。

## A. 住民投票に関わる事

A-1	9/29	「住民投票が成立しない場合でも、開票作業を行なうことができます」とありますが、成立しなかった場合に、開票しないこともありますか？	2分の1未満の投票率であっても開票し、結果を公表します。投票結果については参考とし、市長が判断します。
A-2	9/29	期日前投票ができるということですが、入場券は、いつ頃送られてくるのですか？	期日前投票は、11月8日(月)～11月13日(土)になりますが、10月29日(金)に入場券の発送予定としております。 入場券には、期日前投票ができる期間、時間、場所等が印字されております。
A-3	9/30	広報号外の資料について、ろうあ者等に対応した説明会の内容が無いがどうなっているのか？	現在、福祉課と協議しており、10月24日(日)の午後7時の「佐久勤労者福祉センター」における説明会については、佐久聴覚者協会、手話サークルのご協力をいただき開催する予定であります。 【補足】 佐久聴覚障害者協会、佐久手話サークル、要約筆記者グループの了解が得られ開催いたします。
A-4	9/30	建設賛成が多数、なおかつ「従来通り(案)」の63.8億円が多ければ、市はそれを建設するのか？	今回の住民投票は、「費用圧縮案」(55億1千万円)の建設の賛否を問うもので、「賛成」・「反対」の記載部分の結果が尊重されます。賛成記載者に問う「従来通り案」・「費用圧縮案」の記載は、あくまで参考です。
A-5	9/30	上記回答では、賛成派市民の皆さんには、納得がいかず、混乱するのではないか？	今回の投票は、上記のとおりで建設に「賛成」か「反対」かの「二者択一」であり、各案を含めた「三択」によるものではありません。
A-6	9/30	投票資格者について、修正可決されて、永住外国人を含めなくなつたが、外国人の方からの問合せ等は、無かったのか？	特に、ございません。
A-7	9/30	市長は、投票結果を受けて、どの時点において建設の賛否の表明をするのか？	11月14日(日)即日開票後、速やかに判断し表明します。
A-8	9/30	開票について、翌日開票等検討しているのか？	翌日開票については、経費等も含めて検討しましたが、市民の皆様の住民投票における期待や市役所の通常業務への影響を考慮いたしまして、通常の選挙と同様に即日開票します。
A-9	9/30	投票の結果の扱いについて、どのように考えているのか？	2分の1以上の場合は、「市長は、成立した住民投票の結果を尊重する」となっておりますので、結果を見て最終判断をします。 2分の1未満の場合、住民投票は成立しませんが、開票を行いますので、その投票結果について重要な判断材料とし、真摯に受け止める中で責任ある最終判断をします。
A-10	10/4	修正可決により、永住外国人を含めなくなつたが、その理由は？	議会において、経費面において安価なこと、通常の選挙と同じ方が、市民の皆さんにとってわかりやすいということで修正可決されました。
A-11	10/7	投票率が2分の1未満の場合でも開票をするということですが、現時点で、その場合の投票結果についての判断を決めているのか？	投票率が2分の1未満の場合、住民投票は成立しませんが、開票を行います。 その投票結果について重要な判断材料とし、真摯に受け止める中で責任ある最終判断をしますので、現時点で、投票結果についての判断を決めてはいません。
A-12	10/8	市内の敬老会で市長が、「建設して欲しい人は建設欄に○を、福祉や介護を重要とする人は、建設しない方へ○を付けてください」と発言したが、その真意を伺いたい。	仮に文化会館を建設しない場合は、合併特例事業債について、他の事業に振り向けることができるという説明をしたというのが、その発言の真意であります。 言葉足らずがあったのであれば、勘違いをして欲しくないのですが、文化政策をやめるということではありません。 文化政策と福祉政策のどちらかを選択するのかというものではありません。

A-13	10/12	説明会に来たら、チラシを配布していたが、市が主催する説明会でこういった行為があるのは、疑問に感じるので、今後、是正してほしい。	原則として住民投票運動は自由であるとしています。脅迫などや市民生活を害するもの以外においては、どなたも自由な運動ができますので、ご理解ください。
A-14	10/14	投票結果を尊重して、市長が判断するとあるが、1票でも多い意見とするのか？	投票率が2分の1以上となった場合、条例にもあるとおり、結果を尊重するとなっておりますので、結果を見て判断することになります。また、投票率が2分の1未満であった場合、住民投票は成立しませんが、開票作業ができることになっており、議会答弁にもあるとおり、市長は開票をおこなうと表明していますので、その結果を重要な判断材料として、市長が責任ある判断を示します。
A-15	10/14	市長の判断と議会の考えが分かれた場合は、どうなるのか？ また、仮に建設となった場合でも、反対の票を入れた人たちの意見は、どのように反映するのか？	とても難しい質問ですが、市長の判断を議会において説明し、調整を図りたいと考えますが、先のことになりますので、この場での結論は申し上げられません。
A-16	10/14	県下でも初の政策的住民投票ということで、注目されているが、住民投票の投票率を上げる啓発活動の、次の一手をどう考えているか？	千葉県四街道市では、市民ホールの建設に関わる住民発議による住民投票をおこなっており、投票率は約50%弱でありましたので、佐久市においても投票率というのは課題であると考えております。そのため、この説明会や討論会でも呼び掛けてまいりますが、啓発活動をおこなえる機会がありましたら、時間の許すかぎり、お邪魔させていただき、呼びかけていきますので、皆さまのご協力もよろしくお願いします。
A-17	10/14	わざわざ、多額の費用をかけて住民投票をおこなわず、アンケートでもよいのではないか？ 議会制民主主義なのだから、議会と行政が話し合えばいいのではないか？	市長は、「総合文化会館の建設については、市民の意見が2分されていて、合意形成がなされていない、また、将来負担する多額の維持管理費などが必要であることなどから、佐久市の将来の重要課題であるので、市民の皆さんの正確な意向を伺いたい」と言っており、正確な市民意向を把握するためには、住民投票を実施するものです。 アンケートという手法もありますが、投票に代わる記入が管理されていないこと、立会人がいないこと等により、その公平性などの確保が担保できないこともありますので、公平性が確保される住民投票を選択しました。
A-18	10/17	討論会追加開催について考えはありますか？ また、討論会の報道形態について、佐久ケーブルテレビ以外では、ありますか？	追加の開催は考えておりません。次回の開催は、11月6日(土)で駒場公園内の佐久創造館です。 報道については、佐久ケーブルテレビの他に、FM佐久平や各新聞、テレビ局などの報道機関に報道依頼をしております。 <b>【補足】</b> 11月6日開催予定の佐久創造館での市民討論会は、設備の関係上、佐久ケーブルテレビによる生中継はおこないませんので、当日、会場に来られない方は、録画放送をご覧ください。
A-19	10/17	成立要件の投票率50%のうち、賛成と反対の多い方とすると、全有権者の25%強ということになるが、機械的に25%強の意見を尊重するということか？ また、社会情勢や経済状況の中で、判断は難しいとは思うが、是非、市長のリーダーシップのもとに判断をしていただければありがたいがどう考えているか？	住民投票が成立した場合は、条例にもあるとおり、「市長は投票結果を尊重する」となっていますので、得票が多い方となります。 成立しなかった場合でも、開票して得た結果を公表していきますので、市長が最終判断をする重要な参考となり、市長が市民の皆さんのお考えを汲みながら判断します。 法律のなかで、投票結果を拘束することができないので、「尊重する」という表現しかできませんが、多くの支持をいただいた意見を市長が選択するということになります。また、ご質問のとおりに機械的に判断できないケースとして、投票結果が可否同数の場合もないわけではありませんので、全体の議論の経過などを勘案して決定していきたいと考えています。 成立しなかった場合においても、投票結果の数字は、重要な判断材料になりますので、できるだけ速やかに内部的検討をして、必要に応じて議会と相談などをしながら、判断をしていくことになります。 いずれにせよ、住民投票によった結果は、成立してもしなくとも、極めて重いものがあると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
A-20	10/19	A-14 の質問と回答からは、1票でも多い方を尊重すると読めるが、1票でも多い方の結果によって、建設する・しないを決めるのか？	議会による修正可決された住民投票条例による制度では、投票率の50%以上が成立要件となっており、投票数が2分の1以上の場合は、「市長は投票結果を尊重する」となっています。 投票数が2分の1未満の場合は、住民投票は成立しませんが、開票ができると条例で定められており、市長は議会答弁等で、開票することを明言しております。この場合は、執行者である市長が判断することになりますが、この場合において、市長は、「投票結果は重要な判断材料になりますので、できるだけ速やかに

			内部的検討をして、必要に応じて議会と相談などをしながら、判断をしていく」と発言おります。
A-21	10/19	行政は、さまざまな諸課題があり、多種多様な事業をしているなかで、文化会館について住民投票をおこなう理由と、今後、他の事業においても住民投票を実施するつもりがあるのか？	<p>市長は、就任前から慎重に検討したいと申してまいりました。そして、検討をする中で、賛成・反対の意見が2分されている民意を正確に把握しなければならないということで、住民投票を実施するものです。</p> <p>住民投票は、さまざまな形態があり、今回実施するのは、個別の案件に対する住民投票です。それに対して、常設型の住民投票がありますが、佐久市においては、制度づくりや実施予定などの具体的な検討はしておりません。</p> <p>また、現在のところ、総合文化会館の建設以外の他の事業について、住民投票を実施する検討はしておりません。</p>
A-22	10/19	投票用紙には、どのように意思表示を記載すればよいのか？投票用紙のひな形ができていれば、イメージしやすいので、見せて欲しい。	<p>10月下旬に、選挙管理委員会より、投票用紙の見本が示されますので、ご覧ください。</p> <p>【補足】</p> <p>広報11月に、投票用紙の裏面(○をつける面)の見本が掲載されますので、ご確認ください。</p>
A-23	10/19	討論会のパネラーの抽選会について、抽選順位が6番目だった人に、市の職員がすり替えたと聞いたが、事実関係を教えて欲しい。 二人の辞退者があったのか。	<p>今回の市民討論会については、市民の皆さんに賛成・反対の立場を明らかにして、互いに討論していただくことから、中立であります。</p> <p>パネラーとして公募された時点から抽選会に至るまで、ご本人の意思だと解釈しております。抽選会後2人の辞退者があったことは事実であります。</p>
A-24	10/21	成立要件の1/2以上を達成するというのは難しいと思う。見直せないのか？	臨時議会において成立要件が議決され、条例として成立しております。したがいまして、見直しはできません。
A-25	10/21	不成立にならないよう、広報車などでPRを積極的に行えないか？	広報車も考えておりまし、各イベントにおいて周知を図って参ります。また、FM佐久平や佐久ケーブルテレビ、防災無線などあらゆる方法を使い、広報していこうと考えております。
A-26	10/21	投票場所は、どこか？	通常選挙と同じ87カ所を考えております。後日、詳しい場所などは広報させていただきます。
A-27	10/24	住民投票に成立要件を設けた理由は、なぜか？	成立要件は、議会において修正可決された箇所でありますが、住民投票により、市民の皆さんにお伺いするのであれば、できる限り多くの市民の参加が必要であるという主旨であります。
A-28	10/24	期日前投票について、もっと、PRすべきでは？	詳細は、広報11月号に掲載されます。また、佐久ケーブルテレビやFM佐久平などにも依頼してまいります。
A-29	10/24	投票率を上げるために、防災放送でやるべきでは？	広報車にて市内を巡回しますし、行政防災無線についても、ご迷惑にならないように、呼びかけたいと考えています。
A-30	10/24	入院や施設等に入所している高齢者などの投票対応は？	県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなど、通常の選挙と同様に施設内で投票ができますので、施設の管理者へ申し出てください。詳しくは、広報11月号に記載しておりますので、ご覧ください。
A-31	10/26	説明会の各会場の出席者数は？	<p>第1回から順に回答します。</p> <p>佐久市役所83人、野沢会館73人、駒の里ふれあいセンター午後46人・夜46人、東会館56人、御鹿の里地域ふれあいセンター41人、佐久市役所64人、浅間会館69人、交流文化館浅科73人、コスモホール午後44人・夜30人、中込会館47人、野沢会館83人、勤労者福祉センター午後36人・夜32人です。</p> <p>15回の合計は、延べ823人です。</p> <p>【補足】</p> <p>出席していただいた方の人数は、受付簿に記名をいただいた方の人数により集計しています。受付で記名をされなかった方もいますので、実際の参加者数は、若干、多いです。また、第1回市民討論会では、約280人のご参加がありました。</p> <p>このほかに、市長による企業訪問等も実施して、説明会と住民投票へのご参加について、お願いをしており、今後も予定しております。</p>
A-32	10/26	市長のあいさつに、市民に十分な情報が行きわたっていないから住民投票をするとあったが、説明会を開催しても出席者数が少なければ、市	いかにして、市民の皆さんに説明会にご参加いただくのか、また、投票率を上げるのかということは、市としましても苦慮しているところであります。説明会開催にあたり、各区長さんにご協力のお願いの文書を直接、市長から郵送させていただき、さまざまな手段を実施しておりますが、なかなか効果につながってないのが残

		民は十分な情報を持たずには判断することになるが、市はどう考えているのか？	念です。 広報佐久号外について、説明会でも説明資料としていますが、全戸配布をさせていただいているので、是非、お読みいただいて判断の参考にしていただければと考えています。また、広報11月号におきましても、よりわかり易い表現にして情報を掲載し、説明会で配布している質問と回答集を添付して、全戸に配布しましたので、ご覧になっていただきたいと思います。
A-33	10/26	住民投票日が近づいて、職員の皆さんのがんばっているのは知っていますが、文化会館ができれば税金が上がるとか、福祉や介護がなくなってしまうと思っている市民が多いので、もっと、正しい情報をアピールできないのか？ 是非、そういう資料を全戸配布してほしい。	説明会において配布している質問と回答集において、詳細な情報をまとめてあります。同じ内容をホームページにも掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。また、10月12日までの質問と回答集は、広報11月号に添付して全戸配布します。 また、説明会における説明内容を佐久ケーブルテレビにて収録して、放映する予定しておりますので、是非、ご覧ください。
A-34	10/26	10月12日までの質問と回答集は、全戸に配布されるようですが、後半の11月3日までの内容も、是非、全戸配布して欲しい。	本日、10月26日分までの質問と回答につきまして、11月8日から11日頃までに、全戸配布させていただきます。
A-35	10/28	投票率が2分の1未満の場合、「市長の責任ある判断」とは、どういったものか？	住民投票が成立しない場合でも、開票はおこないますので、開票を実施して、開票結果は重要な判断材料になりますので、市長が判断することになります。
A-36	10/28	投票しなかった人々の思いについては、どのように市長の判断に反映されるのか？	市としては、まずは投票率が上がるよう広報して、住民投票が成立するように努力してまいりますが、仮に、2分の1を下まわった場合は、そう言った事実も含めて市長が判断します。A-19、A-20の回答もご覧いただき、ご理解ください。
A-37	11/3	住民投票が成立しなかった場合、市民意向を再度、確認する機会はあるか？	今回の住民投票は、1回限りで、再度ということは考えておりません。
A-38	11/3	賛成には、参考の設問があり、誘導をしているようだが、どうして参考の設問ができたのか？	広報号外18ページにあるとおり、住民投票条例について、議会より3点の修正・追加があり、修正可決されました。1点目は、年齢・国籍要件の修正。2点目は、成立要件の追加。そして、3点目として、参考の設問が追加で設けられました。
A-39	11/3	反対に○を付けた人が、参考の設問に○をつけると、何故、無効になってしまうのか？	反対に○を付けた人が、参考の設問に○を付けても無効票にはなりません。あくまで、賛成または反対を問いますので、投票用紙の上部にある設問で有効・無効が判断されます。

## B. 財政に関わる事

B-1	9/29	今回の費用圧縮案により建設費が63.8億円から55.1億円に8.7億円節減が図られたが、実質的な市負担は35億円に対して32.5億円なので2.5億円しか違わない。この位だったら、今の時代に求められている太陽光発電設備やバリアフリー・屋上緑化・大スタジオ・喫茶室などを削除する必要はないのではないか？	確かに実質的な市負担は2.5億円しか違いませんが、建物が大きくなったり、設備がグレードアップするとそれに伴って、毎年かかるランニングコストも増加してまいります。 縮減前の案でいきますと、ランニングコストが2.1億円～2.9億円となり、5,000万円～7,000万円増となります。 佐久市では、今後予定される大きな事業も控えていることから、こういった毎年支出される経常経費の増加による、市民生活への影響を最小限に抑えて、佐久市の身の丈に合った計画案にしていくことが、私ども行政に求められていることだと考えております。
B-2	9/29	ランニングコストが市財政へ与える影響はどの程度か？	ランニングコストは、年間1億5,960万円～2億2,520万円必要あります。市の予算の中でランニングコストを支出できないわけではありませんが、予算編成全体の中で負担をすることから、その額分の影響は否定できません。 建設された場合は、健全財政の堅持を前提として、この維持管理を見込みつつ実施計画策定や予算編成を行っていくこととなります。 平成21年度決算における経常経費一般財源は、約213億円で、積極的な維持管理を行った場合の経費約2億2,500万円は、その1%強に当たりますので、予算全体の調整の中で対応可能と思われます。

B-3	9/29	文化会館を建設した場合、普通交付税へ影響があるか。	<p>この事業で普通交付税に影響する要因は、合併特例事業債が考えられます。合併特例事業債は、その返済金の70%が、自治体の支出を一定の基準により算出する基準財政需要額に上乗せされます。ここから、自治体の収入を一定の基準により算出する基準財政収入額を引いた残額が、普通交付税として措置されます。実際に実額算入されております。</p> <p>国の財源も厳しいが、法的裏付けもあるので、確実な実行を国に求めていきます。</p>
B-4	9/29	ランニングコストによって、既存の事業を止めることはあるのか？	<p>健全財政の堅持を前提とし、ランニングコストを見込みつつ実施計画策定や予算編成を行ってまいりますので、すぐに既存の事業を中止ということはありません。</p> <p>しかし、社会経済状況が大きく変化しており、国や県の財政状況も厳しいことから、将来的に既存事業を、このままずっと存続していくものではございません。</p> <p>なお、福祉関係などの切捨てにはならないよう、市の全ての事業について、事業効果や無駄の排除等の観点から、見直しを図りながら予算編成に配慮してまいります。</p>
B-5	9/30	佐久市の借入金と積立金とを比較すると、借入金の残高の方が180億円ほど多くなっているが、問題ないのか？	<p>ご指摘のとおり、借入金である市債残高と積立金である基金残高を比較した場合、市債残高のほうが約186億円上回っております。</p> <p>しかしながら、市債残高の約403億円につきましては、合併特例事業債以外にも様々な起債を借り入れておりますが、その約7割が交付税措置されることになっております。</p> <p>従いまして、あくまで計算上ではありますが、残りの3割、額にして約120億円が市の実質的な負担額となりまして、基金残高の方が多くなるという結果になります。</p> <p>但し、基金の中には学校の整備など特定の目的のために設置されている基金もありますので、全てが市債の償還に充てられる訳ではありません。</p>
B-6	9/30	市財政は健全なのかどうか。市民一人あたりの市債残高など具体的に説明してほしい。	<p>市債残高は約403億円で市民一人あたりにしますと、40万円余となり、県下19市中では少ない方から10番目に位置しています。</p> <p>基金残高につきましては、約217億円で、これも市民一人あたりにしますと、22万円弱となり、県下19市中で一番多い額となります。</p> <p>実質公債費比率は6.7%で、また経常収支比率81.9%と両数値とも19市中一番低い健全な数値となっております。</p> <p>こうしたことから、財政の健全性という点におきましては、佐久市は現時点で、引き続き健全性を保っているといえると思います。</p> <p>反面、市の財政力を表す財政力指数は0.569で、県下19市中高い方から13番目に位置しており、必ずしも財政的に豊かとは言い難い面もあります。</p>
B-7	9/30	仮に建設中止となった場合、基金の取り扱いはどうなるのか？	佐久市積立基金条例において、建設基金の目的は、「総合文化会館の建設を図る」となっております。仮に建設中止となった場合は、その存在意義自体が失われることになります。従いまして、建設基金の取り扱いにつきましては、議会との協議によりその方向性が決定されることになるものと考えます。
B-8	9/30	建設基金を返済に充てる事を議会が拒否したら使えないのか？	建設基金を返済に充てる事、議会が拒否した場合など、仮定の話となります。その場合返済に充てる事はできません。議会が認めれば充てる事が可能ですが。
B-9	9/30	建設しなかった場合、その分の合併特例債を別の事業に使えるのか？	可能です。しかしながら、議会の承認が必要となります。また、このことは、全ての事業に言えることです。
B-10	10/3	総合文化会館を建設するにあたり、10年後、20年後、30年後の収支見通しを立て、建設計画をつくりしているのですか？ そういう収支見通しがあるのなら、その収支計画を見せてほしい。	市でも個人の場合と同様に、次の年の予算を立てる前に3年後、5年後、10年後の収入がどのくらいになるか、経常的な支出がどのくらいになるか予測を立て、大きな事業をどの年度から始めるのか？…などを決めて計画的に事業推進を図っています。今回の総合文化会館の縮減案も毎年支出されるランニングコストを最小限に抑え、市民生活への影響を最小限にするために見直しを図りました。10年後、20年後、30年後の収支計画につきましては、非常に不確定要素が大きく、具体的な数字をお示しするのは難しいですが、毎年策定している3年計画(実施計画)については、ホームページに毎年公表するとともに、市議会へも説明していますので、ご連絡をいただければお出しいたします。ちなみに今年の実施計画につきましては、11月末頃に公表となります。

B-11	10/4	文化会館を建設すると税金が上がるという人がいるが本当か？	<p>現時点では、事業費に合わせて、ランニングコストの見直しを行なったことにより（費用圧縮案）、対応可能と見込んでおりますので、税率の引き上げは一切考えておりません。</p> <p>毎年のランニングコスト等につきましては、実施計画等で将来の収支を見る上で財源を確保し、これを受けて予算編成を行っていくことになります。こうした中で、税率の引き上げをしなくとも全体の予算調整において対応可能との判断をしております。</p>
B-12	10/4	先のことなど分らない中で、財政課長の判断で税金が上がらないなどと言えるのか？	<p>建設費のほか、ランニングコストとして、総合文化会館が存続する限り毎年、標準的運営の場合は1億6千万円程、積極的運営の場合は2億2千万円程度となり、経常経費が今後増加するわけですが、財源は、基本的に税金や交付税などの一般財源となります。</p> <p>繰り返しとなりますが、想定される費用は、実施計画等の中長期的な計画の中で財源を確保し、経常的に支出が予定されている経費を織り込んだ上で、予算編成を行ないますので、文化会館を建設することによる税率の引き上げは一切考えておりません。</p> <p>経常経費としての増額分が、将来的に文化振興の経費として必要であるのか、或いは建設中止により、その他の必要経費に振り向いた方が良いのかを今回の住民投票において判断していただくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p><b>【補足】</b> 税率は、地方税法及び佐久市税条例により定められていますので、改正に当たっては、議会の議決も必要となり、簡単に引き上げられるものではありません。</p>
B-13	10/7	総合文化会館を建設しなかった場合、その分の合併特例事業債を企業誘致とか雇用創出事業に使うことができますか？	<p>合併特例事業債は、市町村合併した時に新佐久市として今後10年間で取り組むべき事業の基本方針を示した「新市建設計画」(<a href="http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/keikaku/mokujii.htm">http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/keikaku/mokujii.htm</a>)に基づいた事業に使うことができます。「新市建設計画」に記載されているか調べて、後日回答致します。</p> <p><b>【補足】</b> 企業誘致や雇用創出事業については、「新市建設計画」に記載されており、合併特例事業債を使うことができます。なお、全ての事業について言えることですが、これらの事業実施にあたりましては、議会の承認が必要となります。</p>
B-14	10/7	国、市共に借金が多い、市は有利な起債だからと言って借り入れを予定しているが、決して有利だとは思わない。合併特例事業債の7割が交付税として措置されるようだが、交付税制度の詳細を説明願いたい。	<p>地方交付税は、法的に位置づけられており、地方公共団体が一定の行財政運営が出来るように交付される制度です。</p> <p>市町村ごとに、標準的な行政運営が出来るような財政規模を基準財政需要額として算定し、収入面では、各市町村の税収等を一定のルールに基づき基準財政収入額として算定します。その差額が交付税として市町村に交付されます。</p> <p>合併特例事業債の元利償還金については実額で、基準財政需要額に加算されますので、間違いなく交付税措置されております。</p> <p>また、一般的な国の補助は、50%以下がほとんどで70%の交付税措置は、佐久市にとって大変有利であります。</p>
B-15	10/8	合併後10年が経つと交付税も大幅に減るが、他の事業が目白押しの中、佐久市の財政は、健全を保てるのか？	<p>将来において、国を含めて厳しい財政の状況を向えるであろうことは、十分承知しておりますが、健全財政の堅持を前提とし、「総合計画」という10年先までの収入と実施する事業を検討しながら、予算編成をしております。</p> <p>また、中期計画として、今後3年間にどのような事業が予定され、どのような収入が見込めるのかを検討しながら、市の負担が一時期に集中しないように、実施年度を調整しながら、翌年度の予算を編成しております。その中で、総合文化会館を建設し、維持管理をしていくことは、大丈夫であると計画を立ててあります。</p>
B-16	10/8	市民の中には、税金が上がり、一人当たりの負担額を新たに払わなければならぬという考えを持っている人もいるので、説明をして欲しい。	直接的に、新たにご負担をお願いするということはございません。市民の皆様からいただいた税金や交付税などの一般財源の中から、支出していくことになります。また、文化会館の建設により税金を上げるということも全く考えておりません。
B-17	10/8	建設しない場合、一括返済が予想されるようだが、市の財政に影響がないのか？	<p>国に返すのではなく、あくまでも借り入れ先は、金融機関ですので、金融機関に返済します。一括償還というのが原則ですが、住民投票の結果、仮に建設中止となった場合には、県や国、そして金融機関との今後の協議により、償還方法について相談の余地はあるのではないかと考えています。</p> <p><b>【補足】</b> 仮に一括償還となっても、減債基金の活用により対応は可能と考えております。</p>

B-18	10/8	総合文化会館を建設しない場合は、その予算を他の事業に充てられるのか？	合併特例事業債については、合併した際に策定しました、「新市建設計画」に新しい佐久市が取り組むべき事業等を計画しております。そこに記載された事業であれば、充てることができることになります。新市建設計画には、広範囲の事業が記載されており、福祉や教育、雇用や産業など、さまざまな分野に活用することができます。ただし、いずれの事業に活用する場合においても議会の承認が必要になります。
B-19	10/12	近隣他市にもホールがあるが、皆赤字で市からの持ち出しがあり、佐久市はすでに約400億の借金がある。その上で、総合文化会館を建設することは、財政面からとても心配なのだが、大丈夫なのか？	市の起債残高は、広報号外13ページにあるとおり、約403億円ですが、計算上、このうち約7割が交付税措置されており、実質的な残高は約120億円と積算されます。また、貯金となります基金残高は、記載のとおり約216億です。起債は借金となるのですが、なぜ、借金をするのかというと、大きな金額の事業を実施するための財源確保という面もありますが、大きな施設は将来にわたり使用するものであります。将来の皆さんにもその建設費の一部をご負担いただかないと、現在の市民の方々ばかりが大きな負担を強いられてしまうことになってしまいますので、償還という形で、将来の市民の皆さんにも公平なご負担をいただくということです。市からの持ち出し・維持管理費ですが、公共の施設ですと、ほぼ黒字経営をしているところはないのではないかと思います。また、黒字経営となるようなサービスは、民間でおこなえるもので、そうでない場合に市が実施するものです。自治体経営であるため、文化振興上一定の持ち出しが必要となります。総合文化会館については、標準的な場合だと、文化会館がある限り、約1億6,000万円が必要とされております。仮に建設しない場合だと、この額を、他の事業に振り向くことができます。
B-20	10/12	10/8に一度、質問をしました(B-15参照)が、具体的な数値が記載されてないので、もう一度、同じ質問をしますので、細かい数値も記載して欲しい。 合併特例債については、3割を負担すればよいというが、起債対象額の95%に対する70%が交付税措置され、利子の上乗せもありますので、実際は4～5割くらいの負担になります。合併特例債を400億円使った場合、償還期間にしますと、年額最大で約10億円程度で、大変な金額になります。また、収入ですが、合併10年以後は、約20億円の減額になると試算しています。支出が10億円増えて、収入が20億円減っても佐久市の財政は大丈夫なのか？	次年度の予算を編成する前に中長期計画を立てて、3年・5年・10年先に市の収入がどのくらい見込めるのか、また、人件費や施設管理費等の経常的な支出がどのくらいになるのかを予測を立て、それらを除いた自由に使える一般財源がどれくらいあるかを試算して、新規事業をどのように実施していくか、また市の負担が一時期に集中しないように実施年度を調整しながら、翌年度の予算を編成しております。よって、総合文化会館を建設し、維持管理をしていくことは、大丈夫であると計画を立ててあります。  交付税措置としては、借入額の利子分も含めた約7割とされています。また、ご質問にありましたとおり、普通交付税における特例措置として旧4市町村分を合算額と新市としての積算を比較して有利な方で交付されています。今年度の場合、その差額が約15億8,000万円となっています。そして、この特例措置も平成28年以後、9割、7割、5割…と経過措置を講じながら減額され、33年からなくなります。その時点では、影響額がどの程度になるかはわかりません。その対応としては、基金の積み立てや市債の繰り上げ償還などを現在実施しておりますし、職員数の削減などをはじめとした行政改革にも取り組んでおります。財政については、文化会館だけではなく、市の事業をトータル的に考えていただければと思います。 【補足】 質問内容には、一部、質問者による試算の数値が含まれます。
B-21	10/12	合併特例債で福祉事業に活用できるのか？ また、これから新規事業を白紙の状態から始めて、平成27年度までに間に合わせができるのか？	合併時に策定した「新市建設計画」に記載されている事業であれば、合併特例事業債を活用して事業を実施できます。この「新市建設計画」には、これから取り組むべき様々な分野の事業が記載されており、福祉施設の建設だけではなく、いろいろな事業に活用することができます。また、平成27年度までにできるのかどうかは、実施する事業によることになります。いずれの事業を実施する場合も、議会の承認が必要になります。 【補足】 合併特例事業債は、原則的には建設事業に使うことができますが、建設事業とは別に基金造成として28億9,480万円が認められており、この基金を活用すると、ソフト事業も実施することができます。
B-22	10/12	今までに充てた起債と文化会館に充てた起債はどの程度か？ また、文化会館に充てた場合、できなくなる事業は何か？	合併特例事業債の限度額は約355億円です。今までに充てた合併特例事業債の金額は、平成21年度末現在、103億2,790万円で全体の約30%となっています。総合文化会館に充てた合併特例事業債の金額は、用地費に30億1,920万円と実施設計等に8,120万円で、合計31億40万円を充てています。 また、総合文化会館の建設に充てた場合、できなくなる事業は何かということについては、現在、総合文化会館を建設するという計画で、全体の実施事業を組み立ててありますので、できなくなる事業はありません。

B-23	10/14	建設しない場合は、すぐに約31億7,000万円を支払わなければならず、建設する場合は、約32億5,000万円を将来にわたり支払っていくという理解でよいか？	<p>建設する場合は、広報号外12ページの実質的な市負担額の金額を、市債の返還などにより将来的に支払う金額の総額で、一度に支払う金額ではありません。しかし、最終的には必要となる金額で、建設された場合の維持管理費は含まれておらず、建設しない場合は、広報号外13ページの実質的な市負担額は、すでに借り入れた市債の償還金であるので、原則として、一括で支払わなければなりません。しかし、県や国、そして金融機関との今後の協議により、償還方法について相談の余地はあるのではないかと考えています。</p>
B-24	10/19	建設しない場合、約31億8,000万円を一括返還しなければならないが、市の財政にあたえる影響は大丈夫なのか？	<p>建設中止の場合、原則として既に借入れ済の市債約31億6千万円の一括償還が求められます。当然、全て一般財源での対応となりますので、市にとりましては、大変、大きな財政負担となります。しかしながら、減債基金等を活用することにより、市財政が危機的状況に陥るといった事態には、ならないものと考えております。</p>
B-25	10/24	合併特例債を活用する計画であるが、有利な起債であるから、めいっぱい活用する予定なのか？	<p>合併特例債は、元利償還金の約70%が地方交付税として交付される極めて有利な起債ですが、限度額の約355億円をすべて活用するか否かは、今後の佐久市に必要な事業を実施していく上で、全体のバランスを見て判断してまいります。なので、有利であるから全て利用するというわけではありません。</p>
B-26	10/24	合併特例債のしくみについて、文化会館ではなく、老人ホームなどにも同じだけ利用できるのか？	<p>合併特例債は、全体の限度額が約355億円となっておりますので、それを超えて活用することは、できません。活用期間は、合併以後10年間ですので、佐久市においては平成27年度までとなります。元利償還金の約70%が地方交付税として交付される極めて有利な起債です。</p> <p>仮に文化会館を建設しなかった場合は、文化会館の建設に活用する予定だった金額は、他の事業に充てることができます。合併時に策定しました「新市建設計画」に記載されている事業に限られます。</p> <p>用地費については、総合文化会館の建設目的すでに借り入れていますので、建設をしない場合は、原則として、一括償還となります。県や国、金融機関との協議によると考えております。</p> <p><b>【補足】</b> 「新市建設計画」に特別養護老人ホーム等の整備が記載されていても、直接市が施設整備する場合は、基本的に合併特例債の対象にはなりません。</p>
B-27	10/24	B-1 の回答に、「今後予定される大きな事業…」とあるが、具体的には、どのような事業があるのか？	たとえば、小・中学校の建設、ごみ焼却施設の建設、火葬場の建設、各地域を結ぶ幹線道路の整備、福祉関係施設の充実など、さまざまな分野の事業が予定されています。
B-28	10/28	合併特例債の償還について、建設基金があるのだから、一括で償還すれば、利子分が安く抑えられると思うがいかがか？	合併特例事業債の交付税措置は、7割ですが、これは利子分についても7割が交付税措置されます。トータル的に考えると、合併特例債を借り入れた方が有利だと考えています。また、建設基金を一括で償還に充てるという考えは、借り入れ後の財源等の状況を勘案する中で、検討したいと考えています。
B-29	10/28	建設基金の約20億円が、実は存在しないという心配の声を聞いたことがあるが、本当にあるのか？	建設基金はあります。平成21年度末の残高は、19億6,605万2千円です。
B-30	10/31	維持管理費が毎年、発生するわけだが、市の全体の財政に占める割合はどのくらいか？	平成22年度の一般会計当初予算が約430億円であり、そのうちの一般財源で使途が決まってないものとして市が自由に使える金額が約258億です。標準的な運営の場合、年間で約1億6,000万円が必要ですので、予算総額に対して約0.37%となり、一般財源に対して約0.62%です。
B-31	11/1	C-88 の回答によると、耐用年数が50年ということだが、50年後の佐久市の税収は、どのくらいを見込んでいるか？	50年後の税収については、推計ができない状況です。20年、10年先についても予測することはとても難しいものです。
B-32	11/1	佐久市は貯金(基金)が多いようだが、どういう運用をしているのか？	基金の運用としましては、金融機関への貯蓄および国債購入などによります。基金運用についての所管は、会計課です。

### C. 文化会館に関する事

C-1	9/29	県内1,000席規模のホールは何館ありますか？	<p>県内には1,000席規模のホールが15館あります。</p> <p><b>【補足】</b> 会場では「11館です」とお答えしましたが、県内には1,000席規模のホールが、</p>
-----	------	-------------------------	---

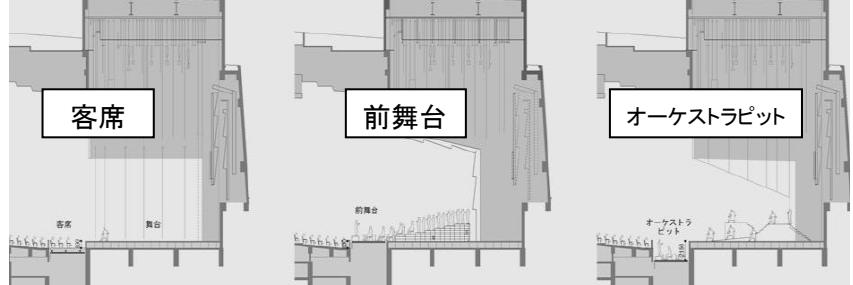
			15館あります。15館にアンケートを行い、回答をいただいた館は、長野県県民文化会館など11館で、そのデータを参考としました。
C-2	9/29	「標準的」、「積極的」の具体的イメージはあるのか？	具体的に目指すホールとして、「標準的」は岡谷市のカノラホール、「積極的」は、松本市のまつもと市民芸術館の次ぐらいを目指しております。
C-3	9/29	窓の多い面が新幹線側を向いているが、実施設計の際変えられるのか？	新幹線の振動等を考慮した場合、90メートル以上離さなければならないことから、最も影響の少ない南側に舞台を配置し、また、福祉センターと一体化するためには、離隔距離を最小限と考えています。実施設計の段階で、反映出来るものにつきましては反映していきたいと考えています。
C-4	9/29	屋上緑化や太陽光発電などを削減したが、時代に逆行しているのではないか？	太陽光発電については、今後有利な補助金等の見込みが付けば設置したいと考えており、屋内配管等を考慮しております。
C-5	9/29	カフェパントリーをなぜ削減したのか？	常設的な施設は作りませんが、2階にカフェラウンジを設け、移動式の飲食販売などを想定しております。
C-6	9/29	交通渋滞が発生すると思うが、どのように考えているのか？	車両の動線は、ジャスコ側1か所と、勤労者福祉センター側1か所、西側1か所の計3か所を考えておりますが、これでも渋滞は起きると思います。 しかしながら、周辺交通に悪影響を与えないよう、イベント時に各所に誘導員を置くなど運用上の工夫を検討していきます。
C-7	9/29	コスモホールは今後どうなるのか？	現在、市内にある既存施設は、臼田地域では平成3年建設の800席のホールを備えたコスモホール、浅科地域では平成15年建設の400席のホールを備えた交流文化館浅科、望月地域では平成7年建設の374席のホールを備えた駒の里ふれあいセンターがございます。 これらの施設は、合併前の旧町村の時代に、それぞれの町村の思いと、必要性によって建設された施設です。 今後も、コスモホールは、中規模の合唱、歌謡ショー、イベント等に適した施設として、また、交流文化館浅科、駒の里ふれあいセンターは、小規模の演劇、合唱、イベント等に適した施設であると同時に、地域における文化・芸術の拠点として、各ホールの特徴を生かした施設運営を図って参りたいと考えております。
C-8	9/29	ホールの使用料はいくらか？	維持管理費の積算根拠ですが、全日で13万円を設定しています。 参考ですが、県内他館では、入場料無料の場合、平日で10万6千円、土日で13万6千円。入場料3千円超の場合、平日で20万4千円、土日で25万8千円の施設があります。 <b>【補足】</b> 使用料は今後決定する事項です
C-9	9/29	成人者数と参加者は何人か。参加者は600人位ではないのか？	参加者は、800～900人ほどです。 <b>【補足】</b> 平成22年1月3日の成人式対象者数1,124人で参加者は880人です。
C-10	9/29	小中学校の生徒数は何人か？	平成20年度の生徒数ですが、小学生が6,072人、中学生が3,008人です。 <b>【補足】</b> 平成22年4月1日現在、0才が819人、5才が905人、10才が1,027人、15才が1,049人、20才が977人です。
C-11	9/29	貸館の利用率は、標準的な場合と積極の場合で、どの位見込んでいるのか？	標準的で60%、積極的で70%と見込んでいます。 <b>【補足】</b> 会場においては、スタジオの利用率をお答えしてしまいました事を、お詫びいたします。標準的な場合の利用率は、大ホールが45%、スタジオ60%となっています。積極的な場合の利用率は、大ホールが50%でスタジオが70%です。
C-12	9/29	1,500席の根拠は何か？	成人式等の式典や、800席では不足する興行などに対応するために1,500席としました。 <b>【補足】</b> 現在佐久市にあるホールでは上演できない、中・大編成のオーケストラによるコンサートや、オペラ、ミュージカルなどにも対応可能で、また成人式等の式典や小中学校の同学年の児童・生徒の学年ごとの音楽会や鑑賞会等も開催でき、種々の団体の全国大会、イベントを行うに適切な規模として1,500席程度で検討しました。これは、コスモホールの800席とのみ分けや、あまりにも大きな施設として運営面での負担とならない配慮という点から適切な規模と考えられます。さらに、県内の1,500席規模のホール分布から見ると、東信地域はそのカバー範囲30km圏からはずれ

			おり、必要だと考えました。また、席数については基本構想時点から協議会などにおいて幾多の議論を重ねて決定した経過もございます。
C-13	9/29	この館は日本一とアピールできるものが有りますか？	日本一と言えるような事項はありません。ただ、新幹線で東京から1時間ちょっとと、駅から歩いて5分ぐらいという立地条件は、他館の館長さんから魅力的な館だと声も聞いています。
C-14	9/30	建設中止の場合土地が残ると思うが、それを売ったらいぐらになるのか？	現段階では、跡地利用も含め、そういった検討はおこなっていません。
C-15	9/30	ホールの利用率を40%、50%と想定しているようだが、広報号外7ページの自主事業以外にも考えていると言うことか？	自主事業で使う以外に、貸し館事業として、興行や会議、又、中高生の吹奏楽などの練習などを想定しています。
C-16	9/30	貸し館事業を積極的に行えばその分光熱水費が余分にかかると思うが、そういうことも維持管理費に見込んでいるのか？	貸し館事業を行えば、その分光熱水費がかかりますが、ホール使用料が収入となります。それらを計算して、維持管理経費を求めたのが、広報号外12ページ 図一⑤ の計算になります。支出である維持管理費から収入である貸館収入を引き、維持管理経費を求めております。
C-17	9/30	建設する場合としない場合で1億円ぐらいしか違わないという表現になっている。建設しない場合に土地が残る事とか、建設基金を返済に使えるという事を書くべきではないか？	土地が残ると言うことは広報号外13ページ 表一⑦ の下に明記してあります。また、建設基金は条例により積み立てられておりますので、その扱いには議会の議決が必要になりますので、現段階ではそういう記載はできません。
C-18	9/30	30年後に佐久市の人口が8万5千人を切り、高齢化率が40%になると聞いたが、そういう数字は掴んでいるのか？	数字について今はわかりませんので、後日調べてホームページなどでお答えします。 【補足】 「国立社会保障・人口問題研究所」のデータによりますと、2035年における佐久市の総人口は、85,296人で、老人人口割合は36.4%と推定しています。平成22年4月1日現在佐久市の老人人口割合は26.1%です。
C-19	9/30	文化会館が建てられた後、コスモホールなど既存施設の稼働率が落ちると思うが、そういう試算をしてあるか？	試算はありません。なぜならこれらの施設は、合併前の旧町村の時代に、それぞれの町村の思いと、必要性によって建設された施設です。 今後も、コスモホールは、中規模の合唱、歌謡ショー、イベント等に適した施設として、また、交流文化館浅科、駒の里ふれあいセンターは、小規模の演劇、合唱、イベント等に適した施設として活用を図って参りたいと考えております。
C-20	9/30	減価償却費が約7千万円以上かかると見込んでいるが、ランニングコストに計上されているか？	減価償却費はランニングコストの中に計上しておりません。
C-21	9/30	勤労者福祉センターと合わせて1,950席だが、600台の駐車場は、客席数から導き出されたものなのか？	敷地の中で、最大限駐車台数を確保できるよう計画しました。なお、駐車台数が少ないと意見をお聞きしますが、県内ホールではトップクラスの台数確保がなされています。ちなみに、まつもと市民芸術館は観客用の駐車場は用意されていません。
C-22	9/30	圧縮案を作るにあたり、人件費の圧縮もしたのか？	管理運営基本計画も見直し、圧縮を図り、人件費も圧縮しました。単純比較はできませんが、標準的な場合の従来通り案は約7千8百万円、費用圧縮案では、約5千6百万円となります。
C-23	9/30	どん帳の価格は見込んであるのか？	見込んであります。広報号外12ページ 表-④ の下に記載しておりますので、ご覧下さい。
C-24	9/30	建てる時の寄付を考えているのか？	考えておりませんが、寄付いただければありがたいと思います。
C-25	9/30	県民文化会館のように館の命名権を売る事を考えているか？	ネーミングライツについて今は考えておりませんが、今後建設の場合検討して参ります。 【補足】 県のホームページによりますと、長野県県民文化会館のネーミングライツパートナーは、「ホクト株式会社」で、施設の愛称は「ホクト文化ホール」です。命名権料は年2,000万円で、平成21年4月1日から3年間の契約となっております。

C-26	10/3	書などの展示ができるか？	1階及び2階のホワイエにピクチャーレールなどを設けてありますので、展示することができる可能です。
C-27	10/3	「地中障害物処分費などが必要になる場合もある」と書いてあるが、地質調査などの検討はされているのか？	ボーリング調査を4箇所で実施しており、従来通り案、費用圧縮案ともに、建物配置は、ほぼ同じ位置にありますので、検討範囲内であると考えています。 【補足】 なお、想定される「地中障害物処分費」とは、地中に大きな岩石などの工事に影響を与える想定外のものがあった場合に、別途処分費が必要になる場合もあるという意味です。
C-28	10/3	コスモホールは満席になることが少ないと聞いているが、今回の経費予測ではそういう事も踏まえてされているのか？	自主事業の経費予測においては、入場者数も含め、全支出に対するチケット売り上げなどの収入の率、収支比率が使われます。コスモホールの、収支比率は80%以上で他館より抜きんでて高いため、関東甲信越静などの収支比率を参考にするなど、無理の無い予測を行っております。 【補足】 H19年 鑑賞型実績 コスモホール83. 3%、関東甲信越静68. 2%、全国64. 4%、長野県、50. 6%、採用数字55~60%
C-29	10/3	歌謡ショーなどはいくらぐらいで買え、赤字にはならないのか？	歌謡ショーなどはそれを主催したいという側から申し込みがあり、館を貸す「貸し館事業」となりますので、逆に貸し館料金が収入となります。
C-30	10/3	号外を読むと必要性や効果などメリット部分しか書かれておらず、市としては建てたいというようにしか読めないがそういう事なのか？	市の姿勢はフラットです。号外では、今までの検討経過から始まり、文化会館を造った背景や造った場合の効果などをまずお示しし、次に造った場合の建設費用や財源、今後毎年かかる維持管理費などを記載しております。 皆様には、これら的情報を基に、ご自身の思う建設の賛否を住民投票により表明していただきたいと考えております。
C-31	10/4	既存ホールでは運営に苦しんでいるような声も聞くが、課題は？	まず、館を運営していく上で、人件費や光熱水費などの経常経費がかかりますが、この部分の削減はなかなか難しいです。 その他に、自主事業を予定していますが、その経費は標準的で約2千8百万円かかると見込んでいます。この部分を±0円にしている館は全国でも数えるほどしかなく、収支率予測として60%弱を見込んでいます。 このように、維持管理費の節減が課題だと考えています。
C-32	10/4	稼働率が高いように感じるが、その根拠は？	関東甲信越静のホールの稼働率 （「公立文化施設現況調査(平成20年3月)」より） 1, 000席～1, 499席のホール 57. 3% 1, 500席～1, 999席のホール 68. 1% また、県内1, 000席以上のホールなどにアンケートをおこないましたが、その結果は、57. 1%となっております。
C-33	10/4	コスモホールの利用率は？	コスモホールの利用率は、以下のとおりです。 H18年度 開館日数 270日 利用日数 122日 利用率 45. 2% H20年度 開館日数 304日 利用日数 132日 利用率 43. 4% H21年度 開館日数 303日 利用日数 130日 利用率 42. 9%
C-34	10/7	減免について考えているか？	減免については、維持管理費試算において想定しておりません。しかしながら、今後、施設利用料金を決定する中で検討して参ります。
C-35	10/7	興行と練習などで使うのとでは、使用料に差をつけるのか？	今後、施設利用料金を決定する中で検討して参ります。しかしながら、他館においてもそういった区分に分けて使用料を定めていますので、差をつけると想定しています。
C-36	10/7	維持管理費試算において、老朽等による修繕などを算定にいれているか？	維持管理費試算において、修繕費等を考慮してあります。
C-37	10/8	年間、約1億6, 000万円から約2億3, 000万円の経費がかかると言うが、企業で例えると赤字である。これでは、運営は成り立たないのではないか？	行政においては、企業でいう赤字が発生しても行うべき事業もあります。例えば、図書館などは、収益を生まない事業ですが、都市として必要な事業として運営しています。 今度の住民投票において、文化会館を運営していく事が必要であるか否かを問うものであります。
C-38	10/8	説明資料に「建設用地は、すでに取得済みで、佐久市の財産」と記載されているが、土地開発公社	平成6年3月の特別委員会において、「総合文化会館の用地として、佐久駅周辺の約60haを区画整理事業の中で、用地を取得する」と示しました。そうしなければ、今後の公共用地の取得ができなくなるという考え方でした。

		は、いつ・誰の責任で、土地を先行取得したのか？ 市や市議会にも責任の一亘があるのではないか？	その後、総合文化会館建設予定地ということではなく、将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、平成6年12月26日に土地開発公社と「北陸新幹線佐久駅周辺公共広場用地取得に関する覚書」を締結しました。
C-39	10/8	金額の事が大きな議論になっているが、市民一人当たりの負担額が算出できるのならば、お示し願いたい。	建設する場合は、広報号外12ページの「実質的な市負担」の項目に記載しており、建設費の負担は、約32億5,000万円が全体金額ですので、単純に10万人として割りますと、市民一人あたり約3万2,500円となります。 また、この費用とは別に、維持管理費は毎年かかり、同様に市民一人あたり約1,600～2,300円となります。
C-40	10/8	文化会館を建てることで、雇用を生み出せるのか？	広報号外7ページに、県内の他館における経済波及効果の例を記載しました。積極的に運営をおこなっているその館においては、約31人の雇用が創出されたと算出されています。
C-41	10/8	建設の必要性が記載されているが、どうしても必要な施設なのか？ また、稼働率について、人口が10万人になったとは言え、行政区区分の線引きが変わっただけで、地域としての人口は、ほとんど変わっていないので、需要は少ないのではないか？	今までに、総合文化会館の検討をしてきた経緯として、建設の必要性を議論してまいりましたので、その内容をまとめさせていただきました。そして、今回の住民投票により、市民の皆さんにあらためて、その必要性の是非を問うものであります。 稼働率は、現在の数値を参考に検討していますが、建設を行う事となった場合は文化振興を図り、既存施設ともに稼働率を上げる努力をしてまいりたいと考えております。
C-42	10/8	建設しない場合、建設基金に含まれている寄付金の扱いはどうなるのか？	寄付金は約820万円ですが、寄付をしていただいた方々の意思を尊重し、議会とも相談させていただき、慎重な対応をさせていただきます。 具体的には、可能な限り、寄付者の意思・意向を確認してまいりたいと考えています。
C-43	10/12	文化会館ができると、他の文化施設などの予算にも影響があるのではないか？ また、自主事業費の積算根拠はどうなっているのか？	翌年度の予算や実施計画を策定する際に、経常的にかかる費用をあらかじめ試算して除いておきます。その上で、新規事業などをどうするかを検討していますので、基本的には既存の事業で経常的な予算を削って行くことはありません。既存事業の経常経費は、必要な経費として見込んだ後に、計画を立てていますので、ご理解をいただきたいと思います。 自主事業費の積算根拠は、公演料の単価の設定によります。広報号外7ページの鑑賞型事業の「音楽(クラシック系)」から「古典芸能」までを600～700万円としました。「映像」から下については、50～100万円としました。チケット収入としては、鑑賞型を55～60%(関東甲信越静の收支比率を参考)とし、その他を30%と設定しました。
C-44	10/12	昨今、事業仕分けなどがおこなわれていますが、市民とすれば損得で、判断するのが良いと考えます。経済効果を示せませんか？	経済波及効果を試算することは、とても複雑です。さまざまな事業において、経済波及効果を算出しているようですが、あくまで試算であり、想定の数字もあります。広報号外7ページに参考として挙げさせていただいたものは、松本市のまつもと市民芸術館の例です。また、この数字は、実際に開館したあとに、来館者等にアンケートを実施して求められたものです。佐久市においても試算を試みましたが、実績データがない以上、正確でない数字になってしまふ恐れがあるため断念しました。そのため、参考を示させていただき、市民の皆さんにご判断いただければと思います。 損得による判断となりますと、金銭的な損得もありますし、金銭では表せない損得もありますので、市民の皆さんご自身がお考えいただき、投票していただければと考えます。
C-45	10/12	以前の質問のC-12に関連して、1,500席というのは、文化会館ではなく、オペラホールだと考えるし、10万人に対しては、1,000席となり、1,500席となると18万人以上の大都市となる。再度、1,500席でなければならない理由は？また、協議会などの議事について、以前、公開を求めたが、委員の確認が必要ということで断られたが、公開できるのか？	1,500席という位置付けにつきましては、平成20年3月に策定しました「基本構想・基本計画」の中で示しております。県内にある1,500席以上のホールのカバー範囲約30Kmから、東信地域の佐久市は外れており、当時は、上田市の計画もありませんでしたので、佐久市に1,500席が必要とされておりました。このように、過去の経緯より検討し、今、この規模の建設について住民投票により、市民の皆さんに是非を問いたいというものです。 公文書開示請求をしていただければ、議事録の文書開示は応じられます。  【補足】 質問者の席数に対する説明は、質問者の考え方となります。

C-46	10/12	ハード、ソフト、営利という観点から、誰が運営をして、どこまで営利を求めるかにより、収支は変わってくると思うがその説明をして欲しい。	誰がどのように運営するのかということは、設計と並行して検討できればよかったです。今後の検討内容になります。また、ボランティア組織や友の会などの市民参加についても検討しなければなりませんが、市が主導でやるべきなのかということを検討したいと考えています。市が場や資金の提供をし、市民の皆さんからいろいろな意見や手法が上がてくるというのが理想だと考えています。 また、館長を誰がやるのかということでも運営に大きな影響があります。運営費を試算する場合は、運営がうまくいった場合などの期待値を排除して、客観的に支出と収入のみを算出してありますので、ご理解ください。
C-47	10/14	総合文化会館を建設した場合の新たな負担額は示されているが、既存の文化施設の負担も示して欲しい。	既存文化施設の平成21年度の決算額をお示します。 コスモホール 岁出 約4, 172万円 収入を差し引いた額 約3, 517万円 穂の香ホール 岁出 約1, 692万円(人件費は、コスモホールに含む) 収入を差し引いた額 約1, 523万円 駒の里ホール 岁出 約1, 704万円 収入を差し引いた額 約1, 612万円 勤労者福祉センター 岁出 約2, 781万円 勤労者福祉センターは県施設で、佐久市が指定管理者となっております。 <b>【補足】</b> 会場では、勤労者福祉センター 岁出 約2, 781万円と言いましたが、人件費を含めると 約3, 832万円になります。
C-48	10/14	報道などによると、全国では、文化ホールは赤字が多く、閉館する所もあるそうですが、この資料を見ると、プラスになるようだが、なぜか?	広報号外12ページに示しましたとおり、総合文化会館を建設して、運営をしていくために、市から持ち出していくなければならない金額が、標準的な場合では、経常経費として約1億3, 160万円です。そこに自主事業経費約2, 800万円を加え、総額で約1億5, 960万円の市からの持ち出しがあるとそろいとしております。
C-49	10/14	長野市のようにホールを民間に託したらどうか?	長野市にある長野県民文化会館は、平成21年4月より「ホクト文化ホール」と名称がかわりました。しかし、運営を委託したわけではなく、命名権を譲渡して収入を得るという手法で、「ネーミングライツ」と呼ばれております。 <b>【補足】</b> ホクト文化ホールの管理運営は、財団法人 長野県文化振興事業団です。
C-50	10/14	昨年、コスモホールでおこなわれた事業が17企画ありましたが、800席のところ平均で約500人程度です。市の言っている83%という数字の根拠を示して説明をして欲しい。	平成19年度のコスモホールの自主事業の収支比率が約83. 3%です。この収支比率と席がどれだけ埋まったのかというのは、必ずしも一致するものではありません。 たとえば、昨年度おこなった「室内お茶の間アンサンブル軽井沢」は、大人1, 000円、高校生以下500円のチケットが508枚売れて、当日の来場者は426人でした。これだけだと、赤字だと見えます。しかし、チケット売り上げが約47万円の収入がありました。一方、支出は、公演料などのその他経費が約14万円で合計44万円でした。差し引くと、約3万円の黒字で、収支比率は約103%となります。 これは、とても特殊な例ですが、事業を実施する際には、どこのホールでもやっておりますが、利益を見込めそうなものと、市として大きく補助をして市民に提供するものをメリハリをつけた自主事業計画をおこなっていく計画を実施します。 昨年度、コスモホールの自主事業費が1, 180万9, 744円で、入場料収入は、1, 017万9, 500円でした。市からの持ち出しは、163万244円で、収支比率は、86. 2%でした。
C-51	10/14	大きな公共事業の実施となった場合、地元の建設会社などが下請けとして参加できるのか?	地元の業者が参加できるかということは、まったく未定です。 <b>【補足】</b> 現在、佐久市が発注している建設工事等の公共工事におきましては、担当職員から請負業者に対して、下請け企業を市内の業者にして欲しい旨のお願いをしております。ただし、義務を課すことは、自由競争の原理に反しますので、できません。あくまで、お願ひであり、その判断は、請負業者になります。また、その工事のすべての下請け企業を市内業者とした場合は、成績評定において加点の対象としております。
C-52	10/17	広報号外7ページにある自主事業計画にあげられている演目などは、既存の施設では実施できず、新しい文化会館でなければできないのか?	広報号外に記載されてある事業は、あくまで例ですが、このうち全てが約1, 500席の文化会館でなければできないわけではありませんが、既存施設では、舞台の広さや設備の制約によってできないものがあります。具体的に例をあげますと、3管編成による本格的なオーケストラ、オペラやミュージカルなど、また、今まで既存施設で実施してきた演目であっても、できなかった演出等ができるようになり、上演範囲が広がります。

C-53	10/17	<p>毎年おこなっている第九コンサートに10年前から参加しているが、特に不便していると感じない。また、チケット販売も参加者がノルマを課せられて苦慮しているが、満席になったことはない。東京からオーケストラを呼んで鑑賞会をやるのではなく、地元のオーケストラが演奏できればよいのではないか？</p>	<p>第九コンサートの実施については、ご質問のとおり、舞台が狭いため、客席の方へせり出しの仮設舞台を設置しておこなっており、参加者の皆さんがその費用を負担していると聞いております。また、お聞きした情報ですと、チケット販売数も760席分程度で、舞台拡充のために約50席ほどつぶれてしまう客席部分を差し引きすると、数字上はほぼ満席と聞いております。</p> <p>また、地元で活動しているオーケストラなどについては、当然に重要です。ただ、本格的なものを鑑賞したいという声もありますので、皆さんそれぞれが、その必要性をご判断いただきたいと考えます。</p>
C-54	10/17	<p>建設基金が約20億ありますが、広報号外12、13ページにある実質的な市負担の約33億と約32億から差し引いて考えてもよいのか？</p>	<p>広報号外12ページの建設する場合は、記載のとおり、市債の返済に活用する予定ですので、市負担額から差し引いて考えることもできます。</p> <p>建設しない場合の市負担は、すでに借り入れた市債の借入金なので、その返済に利用できるかどうかは、議会の了承を得て、条例を変えなければならないので、明確な回答はできませんが、約20億のお金が残ることには変わりません。</p> <p>なので、建設する場合・しない場合のどちらからも差し引いて考えることもできます。</p>
C-55	10/17	<p>現在、上田市においても市民会館の建て替え計画を進めており、佐久市として建設するのではなく、東信地域や佐久広域として建設することはできないのか？</p>	<p>佐久市においては、昭和61年から調査検討が始まり、具体的には、平成19年の基本構想・基本計画の策定段階の検討から始まっております。当時の検討の中で、県内にある1,500席以上のホールの分布をそのカバー範囲で結ぶと、東信地域の佐久市は外れており、当時は、上田市の計画もありませんでしたので、佐久市に1,500席が必要とされておりました。そのため、佐久市には必要であるのか、近隣にもできるので佐久市には必要ないのかという考えについては、住民投票により、市民の皆さんに是非を伺いたいという考えです。</p> <p>また、総合文化会館を県や佐久広域にて建設するという検討はしておりません。</p>
C-56	10/17	<p>今回、建設をしなかったら、将来においては、文化会館の建設はできないのか？</p>	<p>市長の冒頭あいさつにもありましたとおり、合併特性事業債が活用できる今は、適期であると言えます。ただし、将来については、予測ができませんので、建設できるともできないとも言えません。</p>
C-57	10/17	<p>“オーケストラピット”とはどんなものか？</p>	<p>オーケストラピットとは、オペラなどを上演する際に、舞台の前で演奏するスペースです。観覧する人の視界をさまたげないように、床が下がっている部分で演奏しますが、利用しない時は、無駄のスペースになってしまふので、今回の計画では、通常は客席として利用して、演奏が必要な時は、床が下がって演奏スペースに可変することができる設備となっております。また、床を舞台の高さまで上げることで、前舞台として広い上演スペースにもできます。(下図参照)</p> 
C-58	10/17	<p>総合文化会館の検討経過にあわせて、社会情勢の変化についても説明して欲しい。</p>	<p>平成21年4月までは、建設することを前提に検討をしてまいりましたが、柳田市長は、就任する前から、また、就任してからも「市民の意見が2分されていて、合意形成がなされていない、また、将来負担する多額の維持管理費などが必要である」ということから、慎重な検討をしてまいりました。そこには、25年間の時代の流れや社会情勢の変化も含まれております。そのため、住民投票により、市民の皆さんに是非を伺いたいという考えです。</p>
C-59	10/17	<p>第九コンサートを実施したとき、ホールに入りきれないことがあつたのか？ また、どのくらいの席が埋まったのか？</p>	<p>平成20年度の資料ですが、チケット販売数が766席です。舞台を広げるために前方の客席をつぶすので、800席ではありませんので、ほぼ全席と考えられます。実際に入場されたのは655人だったと報告されています。</p> <p>只今、平成21年度の実績を事務所で確認したところ、チケット販売数は680席が売れ、入場者数は583人でした。</p>
C-60	10/19	<p>広報号外7ページに記載の経済波及効果の参考にした施設はどこか？ 差し支えなければ、教え</p>	<p>松本市のまつもと市民芸術館です。こちらの内容については、信濃毎日新聞にも掲載された経緯があり、全国業界誌でもとり上げられたようです。</p>

		ていただきたい。	
C-61	10/19	年間にかかる維持管理費の試算があるが、具体的な内容の記載がないので、内容を説明して欲しい。	広報号外12ページ 図一⑤で説明します。 たとえば、標準的な場合だと、「館長1人、総務2人、施設利用4人、事業企画・制作2人、施設維持管理3人、舞台技術1人」の合計13人として仮定して人件費を試算しました。この13人は、必ずしも正規職員ではなく、嘱託職員として試算してある部分もあります。また、その他の専門舞台技術職員などは、他館の事例などを参考に、外部委託によるなどして、委託料として試算してあります。
C-62	10/19	年間の維持管理費が1億6,000万円から2億3,000万円くらいだが、中込会館や東会館などの既存施設の老朽化も進んでいるので、これらの施設の改修に利用できないのか？	中込会館においては、築49年が経過しており、老朽化しております。また、2階を利用する場合は、階段を上る手段しかなく、ご高齢者などにはたいへん不便をかけております。また、廊下や会議室の照明についても、明るさが不足している部分がある状況です。市としても改築の必要性は十分に認識しております。なので、市内の4会館の現状や他の周辺類似施設の関係を精査するなかで、全会館の改築を検討するとともに、利用上の不便さなどを解消するよう対応していきたいと考えております。
C-63	10/19	利用率について、C-11の質問では、ホールの利用率が標準的で45%、積極的で50%となっているが、C-32の質問では他館などの平均で57%となっており、差が生じているのはなぜか？	C-11の利用率ですが、質問の項目にあるとおり、貸館事業における利用率の試算です。また、C-32の数字は、自主事業などを含めたホール全体の利用率となります。
C-64	10/21	オーケストラを呼んだ場合、その1本の支出がいくらで、収入がいくらだから、経費がいくらかかる。そういう積み上げにより事業費を求めてあるのか？あるのなら、それの根拠は？	C-43をご覧いただきたいのですが、音楽などの鑑賞系は1本600～700万円の支出で、チケット収入などをその55～60%で計算しております。 その単価ですが、オーケストラなどはいくらぐらいで呼ぶ事ができるかとかは、市職員の知識だけではこころもとないものがあります。 だいたい平均価格はいくらなのとなると、これは、実際に運営をいつも行っている人でないとわからないのです。 ですから、数々の管理運営計画を手がけたり、また、実際に館の運営も受託し豊富なデータを持つコンサルタントのノウハウを使いました。 今回、お願いしましたコンサルタント会社は茅野市民館の立ち上げを当初から行つたり、現在も3館ほど指定管理を受けております。 こうした豊富な実績を元に、実際に他館で出費されている金額なども積算根拠となっています。
C-65	10/21	身体障害者用のエレベーター や、ホール内の席は考えてあるのか？	車イス対応のエレベーターを計画しております。また、ホールでは、身体障害者用の席を確保しております。
C-66	10/21	貸し館収入が2千万円も見込まれており、積算が甘いと思うが、仮にこの収入が確保されない際、自主事業費などを削減し、今提示された額以内に収めるのか？	文化会館を運営する際、予算によりその額が決定してきますが、予算範囲内で収めるよう、努力していきたいと思います。 参考ですが、佐久勤労者福祉センターの平成21年度決算額においては、貸し館料他の収入は約2千1百万円でした。
C-67	10/21	用地費を買う際に合併特例債を使ったのか？そうならば、「建設ありき」ではないのか？	合併特例事業債を使っております。平成20年度の時点では建設を前提に取得しました。その後、市民のみなさんの意見が必ずしも建設賛成だけではないという事から、住民投票により、建設の賛否を伺いたいという事です。
C-68	10/21	造らなかった場合、土地と建設基金約19億6千6百万円が残るんですね？	はい。土地と建設基金約19億6千6百万円が残ります。ただし、約31億8千万円を返済した場合です。
C-69	10/21	文化会館を止めて他の物は造れないのか？そうすれば、用地に使われている合併特例債をそのまま使えるのではないか？	他の物を造る事は、現状においては検討しておりません。また、用地費に充てた合併特例事業債は、借り入れた際、「文化会館を建てるため」という前提で認められております。ですから、違う物を造ったとしても用地費については、合併特例事業債は認められません。
C-70	10/21	文化会館ができた際、予算は社会教育費になるのか？ 図書館費、公民館費はいくらか？	社会教育費になると思われます。図書館費、公民館費は今、わかりませんので後ほどホームページ、質問・回答集でお答えします。 <b>【補足】</b> 平成21年度の決算額ですが、図書館費は約1億4千1百万円、公民館費は約1億4百万円でした。

C-71	10/21	自主事業本数が積極的であっても40本と計画しているようだが、これでは、有効利用していると言えないのではないか。市はこれ以上に努力するという考えを持っているのか？	建設が決まった場合、どうやって使う事が市民にとって良いのか検討したいと思っています。 ボランティア組織や友の会などの市民参加についても検討しなければなりませんが、市が主導でやるべきなのかというところも検討したいと考えています。市が場所や資金の提供をし、市民の皆さんからいろいろな意見や手法が上がてくる事により、市民のための文化会館が実現できると考えています。 ですから、運営を市がどうやって行っていくのかではなく、今後市民の皆さんと作り上げて行こうと考えています。
C-72	10/24	佐久市民で年間に5回以上、利用する人をどの程度いると予測しているのか？	ご質問のような予測や試算はしておりません。
C-73	10/24	住民投票の結果、この資料の試算による計画で、実施するのか？	住民投票で、皆さんにお伺いするのは、費用圧縮案です。住民投票で建設する場合となれば、この計画をもとに、実施したいと考えております。
C-74	10/24	50万人署名について、なぜ、そのようなことになったのか検証してあるのか？ 議会や市は、それを受け取ったのか？	市の考えとしては、50万人署名の件は、議会などでも議論されましたが、あくまで途中経過と考えております。なので、そういった経過も含めまして、市民の皆さんに住民投票によってご判断を伺うものであります。 50万人となった経緯は、各文化団体の代表者の署名を、所属する団体員数として数えたために50万人分の署名となりました。議会では、1, 337名の有効署名数として採択されております。市では、当時の担当部局にて集計をしました。
C-75	10/24	佐久市は、文化について、どう考えているのか？	生活の中で、文化会館がなくても佐久市の文化振興ができるという意見と、また、文化会館を拠点として活用し、さまざまな公演を見たりすることは、交流人口の創出の観点からも有効であるという意見もあります。それぞれの方々に、さまざまな考え方があり、どれも正しいのではないかと思います。 行政が事業をおこなう場合は、より多くの市民に納得をいただくことが重要だと考えています。佐久市民が大きな負担をしてゆく際に、その価値を認めるか否かがとても重要です。それを確認せずに、この文化会館の建設はできません。のために、住民投票というかたちで、皆さんに伺いたいと考えています。
C-76	10/24	小・中学校の先生方に、総合文化会館の建設について、意見や考えを聞いたことがあるか？	教師の皆さんとして限定した意見聴衆は、おこなっておりません。
C-77	10/26	広報号外12ページに人件費が試算されているが、人数と一人あたりの単価は、どのように試算したのか？	C-61 の回答に記載しております内訳のとおり、標準的な運営な場合で、13人で試算しております。 人件費単価は、正規職員を、国税庁の平成20年度民間給与実態統計調査によるサラリーマンの平均給与430万円を採用しています。また、福利厚生費などの会社負担分を30%として算定し、一人あたり559万円としました。嘱託職員の場合は、208万6千円として試算しました。
C-78	10/26	C-70 に、公民館費が1億400万円とあるが、その内訳はどうなっているか？	C-70 の回答は、平成21年度の歳出の決算額を記載させていただきました。本日、内訳の資料を持ち合わせていませんので、補足として記載させていただきます。 【補足】 公民館費の内訳は、人件費が約7, 800万円、委託料他が約2, 600万円です。
C-79	10/28	C-72 の質問と回答で、市は開館後の来館者について、試算していないようだが、るべきではないか？	「市民にどのように使われるのか？」という試算は、とても難しいと思います。今後、市民の皆さんと検討していきたいと考えています。 【補足】 C-72 の質問は、「佐久市民が何人・何回来るか？」という質問でしたので、どのような試算はおこなっていないと回答しました。しかし、維持管理費や自主事業経費を算出する基礎数値として、近隣や県内の他館の状況を調査した上で、利用率・稼働率という形で、試算しています。
C-80	10/28	C-78 の質問にある公民館費1億400万円とあるが、その内訳の市内28公民館への補助金が800万円だときいているが、どうなっているか？	平成21年決算額で、地域公民館事業委託料は、816万9千円です。 【補足】 市内には、26の地区公民館と235の地域公民館があります。地域公民館事業委託料は、地区公民館や地域公民館が行う運動会やスポーツ大会、文化祭などの事業に使われています。なお、委託料については、一定の基準に基づき算定をしております。

C-81	10/28	費用圧縮案では、運営の5つの基本方針である交流の場や憩いの場が削減されている。今後、設計の見直しはできないのか？	今後の設計の見直しはありません。
C-82	10/28	勤労者福祉センターとの一体的な運営とあるが、具体的に何があるのか？	勤労者福祉センターは、県の施設なので、今後、県と協議をしなければなりませんが、施設の管理・運営などを一体的におこなえるように、渡り廊下で連絡できる計画です。約600台の駐車場も両施設で利用する予定です。
C-83	10/31	今年、農協祭が中止になったのは、道路渋滞がヒドイという苦情があったからと聞いている。文化会館が周囲の交通にあたえる影響は大きいのではないか？	600台の駐車場を整備する計画ですが、公演後、一斉に退場する際には、渋滞は起きてしまいます。しかしながら、3か所の出入口に誘導員を立たせること等により、出来得る限りの対策をしたいと考えています。 【補足】 周辺道路の渋滞を軽減するために、なるべく敷地内に滞留させるように、敷地内通路を長く計画しております。
C-84	10/31	県内や全国の文化ホールにおいて、運営面で成功している館について十分な調査をおこなっているか？	県内の1,000席以上のホールが15館あり、アンケートを実施しました。また、全国のホールについても、館長さんから聞き取りを実施して、成功例や苦慮している内容を伺っております。 成功という位置付けがとても難しく、収支の損益をもって成功とするのか、また、文化振興を目的とし、多くの市民にすばらしい芸術文化を多く提供したことを成功とするのかなど、さまざまな考え方があります。そのような中で、一つ言えることは、成功していると言われている施設は、どこも市民の皆さんが積極的に参加して、市民になくてはならない公共施設になっていることです。そのような文化ホールは、市民の皆さんのが利用されるので、収支も比較的悪くない状況にあります。 佐久市においても、文化会館が成功するためには、市民の皆さんから、盛り上げていただくことがとても重要だと考えております。
C-85	10/31	勤労者福祉センターから車で出るときに信号で止まってしまうが、南北に延びる農道を拡幅する計画はあるか？	現状では、拡幅する予定はありません。 【補足】 当該道路(佐久平駅南交差点から南に延びる道路)は、市道S2-324号線です。
C-86	10/31	経済波及効果について、触られているが、実際は、佐久には、お金がいくらも落ちないはずである。市は、どのように考えているか？	経済波及効果を検討しましたが、佐久市においてはその消費動向の調査実績がなく、試算数値が根拠の乏しいものになる恐れがありますので、他館の実績をお示しました。 【補足】 経済波及効果の試算をする場合、いくつかの方法がありますが、佐久市が検討したものは、長野県産業連関表を用いました。この手法は、最終需要を出発点として、その原材料や燃料などの中間需要が生じ、中間精算がどれだけ必要になるかを求めます。 文化会館は、集客公共施設であり、観客が消費する交通費・飲食・ショッピングなども最終需要として考えられますが、運営主体が支出する印刷製本費・消耗品費・保険料などの経費によるものに加算して求められると考えられます。また、施設のサポーターであるボランティア組織や友の会などのメンバーによる活動にも、さまざまな消費活動があり、これも加算しなければなりません。このような自主事業のほかに、貸館事業があり、同様に、さまざまな消費が想定されます。 このように、経済波及効果を求めるのは、大変複雑なしくみにより、さらに正確な基礎数値が必要となり、簡単なことではありません。なお、観客の最終需要を把握するためには、消費動向のアンケートなどを実施する必要があります。
C-87	10/31	小中学生対象の自主事業を計画してあるが、具体的にどのようなことをするのか？ また、現状ではどのようなことをおこなっているのか？	普及・育成・創造・交流型の自主事業としましては、たとえば、著名な演奏家がいらっしゃった場合に、小・中学校へ出向いていただき、指導をいただいたりするもの(アウトリーチ)や、同じステージで一緒に演奏を行うなどがあります。 【補足】 最近の実績を例に上げますと、9月26日コスモホールにておこなわれた、世界的なサックス演奏者のMARUTAさんのコンサートで、臼田中学校の吹奏楽部が同じステージで、合同演奏をおこないました。 また、自主事業とは別に学校ごとに、文化芸術の鑑賞会を実施しています。
C-88	11/1	総合文化会館を建設した場合、その耐用年数は、どのくらいか？	鉄骨鉄筋コンクリート造を計画しておりますので、一般的に約50年と言われております。
C-89	11/1	用地費が約31億8,000万円あるが、どのくらいの広さで坪あ	平成21年1月に佐久市土地開発公社より、2筆を購入しました。その合計の広さは、22,879.06m <sup>2</sup> です。その金額は、31億8,019万4,744円です。坪あたり

		たり単価は、いくらか？ また、現在の当該地の公示価格 はどのくらいか？	に換算しますと、約46万円です。 また、路線価ですが、当該地は、1m <sup>2</sup> あたり約75,000円ですので、坪あたりにしますと、約25万円弱です。
C-90	11/3	昭和61年の陳情における署名 人数は何人か？	約2万数千人ですが、詳細な人数については、質問と回答集にてお答えしますので、ホームページ等でご確認ください。 【補足】 昭和61年に、佐久市文化会館建設推進協議会より、提出された署名人数は、24,168人でした。

## ■お問い合わせ

### ●総合文化会館市民説明会に関すること

総合文化会館整備推進室（野沢会館内）

☎ 62-0664 ☎ 64-6132

### ●住民投票市民説明会に関すること

庶務課 庶務係

☎ 62-3002(直通) ☎ 63-1680